

# 所得税及び復興特別所得税、市・県民税などの

# 確定申告は正しくお早めに!

申告は、**2月17日**(月)から**3月17日**(月)までに(土・日曜日を除く)

問 島田税務署 ☎37・3121 税務課市民税係 ☎36・7140

## 確定申告

とき／午前9時～午後5時  
ところ／プラザおおるり第1多  
目的室(1階)

駐車場／市役所駐車場・税務署  
駐車場・プラザおおるり駐  
車場

※申告書の作成に時間を要しま  
すので、午後4時までにお  
越してください。

※申告受付終了時間は、混雑の  
状況により早まる場合があ  
ります。

※駐車台数に限りがありますの  
で、なるべく公共交通機関  
をご利用ください。

※申告期限の間際は、受付窓口  
が大変混雑します。申告は  
早めに済ませましょう。

※平成25年分から、東日本大震  
災被災地支援のため、復興  
特別所得税を所得税と併せ

て申告・納付します。

## 所得税及び復興特別所得税の申告

個人が1年間に得た所得金額  
に応じてかかる税金です。  
確定申告が必要な人

### 【自営業者など】

▽事業を営んでいる人  
▽農業による所得がある人

▽不動産所得がある人

▽土地や建物を売った人

右記に該当する人のうち、平

成25年分の所得金額の合計額が  
所得控除(扶養控除など)の合  
計額を超える人

### 【給与所得者】(会社員など)

▽給与収入が2000万円を超  
える人

▽給与を2カ所以上から得てい  
る人

▽給与所得および退職所得以外

の所得金額の合計額が20万  
円を超える人

▽退職金の支払いを受けた際  
に、申告書を提出しなかつ  
たため20%の税率で源泉徴  
収された人で、その額が正  
規の税額より少なかった人

### 【その他確定申告が必要な人】

▽医療費控除や住宅借入金等  
特別控除などを受けようと  
する人

▽居住用財産を譲渡した場合  
の特別控除(3000万円)  
の特例などの適用を受けよ  
うとする人

### 【年金所得者に係る確定申告不 要制度】

公的年金の収入金額が  
400万円以下で、かつ公的  
年金等に係る雑所得以外の所  
得金額が20万円以下である場  
合には、確定申告の必要はあ

## 税務署からのお知らせ

◎贈与税・消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告  
申告と納税期限

▽贈与税／3月17日(月)まで

▽消費税及び地方消費税(個人事業者)／3月31日(月)まで

◎確定申告に関する電話相談は「確定申告電話相談センター」へ  
税務署にお掛けいただいた電話は、すべて自動音声案内に  
より、ご案内しています。音声ガイダンスに従って「0」を  
押してください。

ダイヤル／☎37・3121

開設期間／3月17日(月)まで

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日と祝日を除く。

### ◎手続き簡単納税は便利な口座振替で

口座振替を利用すれば、納期のたびに金融機関などへ出掛  
ける手間が省けて、大変便利です。

持ち物／必要事項を記入し、金融機関への届出印を押印した  
「預貯金口座振替依頼書」

申し込み／金融機関または税務署へ

申告期限

▽申告所得税／3月17日(月)まで

▽消費税及び地方消費税(個人事業者)／3月31日(月)まで

### ◎国税庁ホームページから電子申告「確定申告書作成コー ナー」

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用  
すれば、必要事項と金額を入力するだけで、後は自動で計算  
してくれます。金額に間違いがあっても、入力した数字を訂  
正するだけなので簡単です。作成(入力)した申告書は、印  
刷すればそのまま確定申告書として提出・郵送できます。

また、インターネットで送信すれば、自宅にいながら申告

りません。

※ただし還付を受けるための申告書を提出することができます。

## 市・県民税の申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要な人でも、次に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

【市・県民税の申告が必要な人】

平成26年1月1日現在、島田市に居住し、次のいずれかに該当する人

▽平成25年中に、営業・農業・不動産など、給与以外の所得があった人

▽平成25年中に、年金収入があった人で、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人

▽昨年、途中で退職し、平成26年1月1日現在、就職していない人

▽事業所から「給与支払報告書」が提出されていない人

## 申告に必要なもの

①印鑑、申告書（郵送された人）

※申告書が送付されなかった人は、申告会場に用意してあります。

②給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）

③事業所得などの収支内訳書（白色申告者）、青色申告決算書（青色申告者）

④国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療（長寿医療）保険料の納付証明書

⑤国民年金保険料の控除証明書

⑥生命保険料の控除証明書

※平成24年分から、新たに介護医療保険料控除が設けられ、合計適用限度額が、12万円となりました。

⑦地震保険料の控除証明書

※平成18年末までに契約した旧長期損害保険契約は、控除対象です。

⑧医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や、保険などで補てんされる金額（見込額を含む）の明細書など

⑨住宅借入金等特別控除を受ける人は「家屋の登記事項証明書」「住民票の写し」「請負契約書または売買契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」「補助金などの額を証する書類」など

※所得税から引ききれない住宅借入金等特別控除額がある場合は、平成26年度市・県民税から控除されます（平成19年・20年の入居者は対象外）。

⑩還付金がある人は、預金口座番号（本人名義）の分かるもの

## 出張申告のお知らせ

【川根支所】大会議室（2階）

2月18日(火)・19日(水)

【金谷庁舎】大会議室（3階）

2月20日(木)

※各会場とも午前9時30分～午後3時、ただし正午～午後1時を除く。

※収支内訳書が必要とする所得（営業・農業・不動産所得など）や譲渡所得（土地・建物、株式など）のある人は、申告会場（プラザおおるり）で申告してください。

## 青色申告会への相談

島田税務署管内青色申告会では、日常の記帳から決算申告まで、事業所得・農業所得・不動産所得など、税に関することをサポートしています。

平成26年1月からは、白色申告者も記帳が義務化されますので、青色申告者・白色申告者のどちらの人も、お悩みなど、お気軽にご相談ください。

相談電話／☎37-3918

◎島田税務署管内青色申告会事務局

を済ませることができます（国税電子申告・納税システム「e-Tax」の事前手続きが必要です）。

国税庁ホームページ

☐ <http://www.nta.go.jp/index.htm>

※市ホームページの「市民税」ページからもリンクしています。

☐ <http://www.city.shimada.shizuoka.jp/shiminzei/siminzei.html>

電子申告の特徴

①添付書類の提出省略

②還付金がスピーディー

③24時間受け付け

電子申告に必要なもの／（推奨環境を満たした）パソコン、電子証明書（住基カード）、ICカードリーダー

●郵送でも申告できます

郵送先

〒427-8601 島田市扇町2番の2 島田税務署

●住宅借入金等特別控除説明会

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増築などをした人は、一定の要件を満たせば、確定申告をすることで所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。また、土地取得のための借入金も対象となる場合があります。

説明会当日は、申告書の提出もできます。控除の要件、提出書類などの詳しい内容については、事前に島田税務署へお問い合わせください。

対象地区／島田市、川根本町とき／2月4日(火)

午前9時30分～11時30分

午後1時30分～3時30分

ところ／プラザおおるり大会議室（3階）

※「とき・ところ」は、両地区共通です。

※午前、午後とも同じ内容です。それぞれ、開始時間までに会場にお越しください。